

公布された規則のあらまし

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第3号）

- 1 佐賀県職員の退職手当に関する条例が改正されたことに伴い、退職手当支給内申書について所要の改正を行うこととした。（様式第1号関係）
- 2 この規則は、平成30年4月1日から施行することとした。

佐賀県債権の管理に関する条例施行規則（規則第4号）

- 1 この規則は、佐賀県債権の管理に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 総務部長は、債権の管理の適正を期するため、債権の管理に関する制度を整え、及び債権の管理に関する事務の処理について必要な調整をすることとし、債権の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、部長（佐賀県財務規則第2条第2号に規定する部長をいう。）に対し、その所掌事務に係る債権の内容及び当該債権の管理に関する事務の状況に関する報告を求め、又は当該事務について、当該職員をして調査を行わせ、若しくは必要な措置を求めることができることとした。（第2条関係）
- 3 条例第12条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による議会への報告は、同条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により放棄した非強制徴収債権の種類及び額その他知事が必要と認める事項について行うこととした。（第3条関係）
- 4 この規則は、平成30年4月1日から施行することとした。

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第5号）

- 1 特定任意講習の手数料のうちチャレンジテストの名称をチャレンジ講習に改めることとした。（別表関係）
- 2 特定任意講習の手数料のうち特定任意高齢者講習に係るものの額を改定することとした。（別表関係）
- 3 この規則は、平成30年4月1日から施行することとした。

佐賀県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第6号）

- 1 国税犯則取締法が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第3条関係）
- 2 県税の減免に関する申請期限の見直しに伴い、様式について所要の改正を行うこととした。（様式第10号、様式第14号その2、様式第42号その2及び様式第54号その3関係）
- 3 佐賀県県税条例が改正されたことに伴い、住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申告書について所要の改正を行うこととした。（様式第24号関係）
- 4 納付（納入）書及び納税証明書交付請求書について所要の改正を行うこととした。（様式第101号その2及び様式第107号関係）
- 5 この規則は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則（規則第7号）

- 1 医師修学資金等の返還猶予の対象となる医療機関等に県内の病院又は診療所の産科を追加することとした。（第9条関係）

2 医師修学資金等の返還免除の対象となる医療機関等であって業務に従事する期間に制限があるものに、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する県内の病院の小児科、救急科若しくは麻酔科又は県内の病院若しくは診療所の産科を追加することとした。

(第10条の3関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成30年4月1日から施行することとした。

佐賀県医療法の施行等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第8号)

1 医療法第7条の2第4項の規定による既存の病床数及び申請に係る病床数の補正の基準を改めることとした。(第3条関係)

2 佐賀県医療法の施行等に関する条例が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第3条関係)

3 既存病床数及び申請病床数の補正並びに病院及び療養病床を有する診療所の従業員の員数に係る経過措置を改めることとした。(附則第2条、第4条の2、第5条の2、第7条の2及び第8条の2関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この規則は、平成30年4月1日から施行することとした。

旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第9号)

1 旅館業法施行規則の改正に伴い、宿泊者名簿の保存期間に係る規定を削ることとした。(第6条関係)

2 旅館業法及び旅館業に関する条例の改正に伴い、旅館業営業許可申請書等について所要の改正を行うこととした。(様式第1号～様式第4号関係)

3 この規則は、平成30年6月15日から施行することとした。

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則(規則第10号)

1 携帯電話インターネット接続役務契約に係る書面の記載事項を改めることとした。(第4条の2関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成30年4月1日から施行することとした。

佐賀県工鉋業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則(規則第11号)

1 佐賀県工鉋業試験手数料及び使用料条例が改正されたことに伴い、手数料の区分等を改めることとした。(第2条関係)

2 新たな工鉋業上の試験項目に係る手数料の額を定めるとともに、新たに導入された設備機械等の使用に係る使用料の額を定めることとした。(第2条関係)

3 この規則は、平成30年4月1日から施行することとした。